

## 中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定に基づき、中央区自治協議会(以下「自治協議会」という。)が設置する部会に関し、必要な事項を定める。

(要綱の見直し)

第2条 自治協議会は、委員が改選された際にこの要綱の必要な事項の見直しを行う。

(組織及び役割)

第3条 自治協議会に置く部会は、常任部会と特別部会とする。

2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。

名称	拠点と賑わいのまち部会	人にやさしい暮らしのまち部会	水辺とみなのまち部会	中央区自治協議会だより編集部会
分野	商店街 まちなか回遊 都市機能 交流人口 など	教育連携・社会教育 協働 健康・福祉 防災・防犯 生活環境 など	水辺 緑化 歴史・文化 産業 まちなみ など	「中央区自治協議会だより」の編集を行う
	「区ビジョンまちづくり計画 目指す区のすがた」における部会の担当分野			
	《魅力的で活力あふれる拠点のまち》	《安心してすこやかに暮らせるまち》	《水と緑が調和したやすらぎのあるまち》《未来につなぐ歴史・文化のまち》	

3 部会は、所管する分野における課題、区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項その他部会が必要と認める事項を調査、審議及び検討する。

4 自治協議会が必要と認めるときは、前項のほか、特定の課題を審議及び検討するため、特別部会を置くことができる。

(構成)

第4条 自治協議会の委員は、前条第2項に規定する常任部会のうち「中央区自治協議会だより編集部会」を除く他の部会(以下「3部会」という。)のいずれか1つの部会へ所属する。

2 3部会に所属する委員(以下「部会委員」という。)数は、均衡を図るよう努める。

3 「中央区自治協議会だより編集部会」の部会委員は、3部会の部会委員から各2名の委員をもって構成する。

4 前条第4項に定める特別部会の部会委員は、その都度、自治協議会で定める。

(任期)

第5条 部会委員の任期は、自治協議会の委員の任期とする。

(座長、副座長及び書記)

第6条 部会には、座長、副座長及び書記を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 副座長は、座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 書記は、会議概要等を作成する。

(会議の開催及び運営)

第7条 部会の会議は、座長が召集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は公開で行う。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

4 自治協議会の委員は、所属する部会以外の会議に出席することができる。また、座長が認めるときは、その会議において発言することができるが、採決に加わることはできない。

5 座長は、必要があると認めるときは、自治協議会の委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

6 部会の運営は、部会員が自主的・主体的に、議事の進行、検討するテーマの設定及び会議概要の作成を行う。

7 会議の内容については、全体会議において報告を行う。

8 座長は、必要があると認めるときは、会議に諮ったうえで所管する分野の一部について部会内で設置したグループに検討させることができる。

(全体会議からの付託事項)

第8条 全体会議から付託された案件については、部会において諾否を含め、審議及び検討する。また、その審議及び検討の結果について全体会議に報告する。

(費用弁償)

第9条 部会開催における費用弁償は、条例第5条第2項及び第3項の規定により支給される。

(会議の補助)

第10条 会議会場の手配及びその準備並びに担当部署への取次ぎなど会議の補助については、中央区役所地域課で行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、自治協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。